

## 佐賀市生活困窮者自立支援事業業務委託優先交渉権者選定基準

優先交渉権者選定基準（以下「本書」いう。）は佐賀市（以下「市」という。）が実施する佐賀市生活困窮者自立支援事業業務委託（以下「本委託」という。）について、事業者の選定にあたって実施する審査の方法と基準を定めたものであり、本委託に係る公募（プロポーザル方式）実施要領（以下「実施要領」という。）等と一体となるものである。

### 1 審査方式

本委託では、民間業者の有する専門的知識やノウハウを活用することが必要であることから、事業者の選定にあたっては公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を決定する。

### 2 優先交渉権者決定の手順

(1) 企画提案（プロポーザル）参加表明書の提出

(2) 企画提案書の提出・審査

企画提案書の内容を審査し、実施要領 1 3 に該当する場合は、その企画提案書を無効とし、失格とする。

(3) ヒアリングの実施

企画提案書の内容について、佐賀市生活困窮者自立支援事業業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）はヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所等については、市より事前に企画提案者に通知する。

(4) 評価

委員会は、企画提案者から提出された企画提案書について、本書に基づき審査を行い、企画提案内容に得点をつける。

(5) 優先交渉権者の選定

市は、実施要領 1 0 に示した方法により優先交渉権者を選定する。

### 3 評価点の算定方法

(1) 企画提案書審査項目、審査のポイント及び配点

審査員1人当たりの配点は170点とする。

企画提案書の審査項目、審査のポイント及び配点は別表1の通りとする。

(2) 評価点の算定方法

別表2「企画提案内容の得点化方法」に示す4段階評価による得点化方法により、各項目の得点を算定する。(小数点以下は切捨て)各項目の得点の合計点を評価点とする。

別表2 企画提案内容の得点化方法

判断基準	評価	得点化方法
当該審査項目について特に秀でて優れている点が認められる。	A	配点×1
当該審査項目について秀でて優れている点が認められる。	B	配点×0.7
当該審査項目について優れている点が認められる。	C	配点×0.3
当該審査項目について優れている点は認められない。	D	配点×0

別表1

## 企画提案書審査項目・配点

審査項目		審査のポイント	配点	
1	生活困窮者自立支援事業についての基本方針	(1)業務の実施方針	市の基本方針に対する理解度と共に、各提案が全体として基本方針を実現するために有効であるか	20
		(2)相談の進捗状況の管理	相談員のリーダーが各々の相談の進捗状況を把握し、各相談員への指導ができる体制があるか。	10
		(3)情報セキュリティ対策	情報セキュリティに関する組織的な取組み、個人情報管理の管理体制は整っているか。	10
2	生活困窮者自立相談支援事業の実施について	(1)支援目標の共有	支援対象者に支援の目標を理解してもらい、目標を共有して支援にあたることができるか。	15
		(2)支援実施効果の評価	それぞれの支援対象者への支援の成果や支援後の課題を分析し、評価する方法は妥当か。	15
3	生活困窮者就労準備支援事業の実施について	(1)プログラムの妥当性	プログラムが基本的な生活習慣の定着や就労に結びつく内容となっているか。	10
4	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実施について	(1)養育支援	支援対象の子どもへの親への養育支援を通して、家庭環境の改善を促す取組みができるか。	10
		(2)高校生年代の支援手法	高校生年代の子どもが高校卒業もしくは高卒資格を取得した後に、進学や就職するための支援が十分にできるか。	10
5	他機関との連携について	(1)市や関係機関との連携	相談者の複合的な問題の解決のために、他機関と緊密な連携がとれるか。	10
		(2)家計相談支援事業者との連携	自立支援事業から家計相談に支援対象者を引き継ぐ手段は適切か。家計相談の結果を、自立相談支援や就労準備支援に十分に生かすことができるか。	20
6	独自の支援策		本委託を実施するにあたって、独自の資源や能力を生かした支援策はあるか	30
7	見積額の妥当性		委託費見積額は、提案内容に対して適正か。	10
合計				170